

大阪母子医療センターにおける公的研究費等の不正使用防止対策の基本方針

令和４年３月３１日 最高管理責任者決定

令和４年１１月１日 改正

「大阪母子医療センターにおける公的研究費等の取扱いに関する規程」第３条第２項に掲げる不正使用防止対策の基本方針を以下のように定める。公的研究費等については、その原資の大部分が貴重な税金であることから、不正使用防止計画を別に定め、特に適正に運営・管理を行う。また、不正使用防止対策に関する責任体系をセンター内外に公表する。

1. 公的研究費等の不正使用防止対策に関する責任体系は別表のとおり定め、センター内外に公表する。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制整備を図る。
3. 不正使用を誘発させる要因に対応した具体的な公的研究費等の不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。
4. 適正な予算執行ができるよう、実効性のあるチェックシステムを構築し、公的研究費等の適正な運営・管理を行う。
5. 公的研究費等の使用ルール等を適切に情報共有・共通理解できる環境を整備する。
6. 公的研究費等の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。

(別表)

大阪母子医療センターにおける競争的研究費等の運営・管理の責任体系

○最高管理責任者	総長	
○統括管理責任者	臨床研究部長	
○コンプライアンス推進責任者	臨床研究支援室長	
○コンプライアンス推進副責任者	所 属	職 名
	病院	各部門長
	研究所	研究所長及び各部門長
	事務局	事務局長
○不正使用防止計画推進部署	臨床研究支援室	
○研究費管理部署	臨床研究支援室	